一 宮 監 公 表 第 3 号 平成 2 7年 1 0 月 2 8 日

一宮市監査委員 佐 藤 章 次

一宮市監査委員 岸 澤 修

一宮市監査委員 森 利 明

一宮市監査委員 平 松 邦 江

補助金等交付団体の監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、補助金等交付団体である社会福祉 法人一宮市社会福祉協議会及び団体への補助金等交付事務所管課の監査を実施し ましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表 します。

補助金等交付団体の監査結果報告

- 1 監 査 対 象
- ・社会福祉法人一宮市社会福祉協議会の平成 26 年度の事務執 行状況のうち、一宮市から交付している補助金等に係る出 納その他の事務の執行状況
 - 前記団体に対する所管課の補助金等交付事務
- 2 監査場所 監査事務局及び関係団体
- 3 実施年月日 平成 27 年 8 月 27 日から平成 27 年 10 月 21 日まで
- 4 監査方法 (1)書類の審査
 - (2) 資料に基づく説明の聴取

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 26 年度における事務執行状況のうち、補助金等に係る出納その他の事務について、補助金等の交付目的に沿って適切に執行されているかに主眼を置いて、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、団体事務局長等関係職員及び団体への補助金等交付事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。一部で見受けられた指摘事項(措置を要する事項)等については、団体の概要等について記述する中で述べる。また、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下団体の概要等について記述する。

役員数、職員数等は平成27年3月31日現在のものを掲載した。

◎社会福祉法人一宮市社会福祉協議会

- 1 団体の概要
- (1) 設立年月 昭和32年4月
- (2) 基本金(資本金)
 - 9,000,000円(うち一宮市の出資分0円)
- (3)役員数、職員数等

役 員 21名 (理事及び監事)

評 議 員 39名(定数40名)

事 務 局 195名 (うち臨時職員 133名)

- (4) 主な事業
 - ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - ⑥ 共同募金事業への協力
 - ⑦ 生活福祉資金貸付事業
 - ⑧ くらし資金貸付事業
 - ⑨ 生活資金貸付事業
 - ⑩ 福祉金庫貸付事業
 - ① 居宅介護等事業の経営
 - ② 障害福祉サービス事業の経営
 - ③ 移動支援事業の経営
 - ⑭ 一般相談支援事業の経営
 - ⑤ 特定相談支援事業の経営
 - 16 障害児相談支援事業の経営
 - ⑪ 福祉サービス利用援助事業
 - ⑧ 居宅介護支援事業
 - (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 補助金等の決算状況

平成26年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

○社会福祉協議会補助金(法人運営事業、地域福祉活動推進事業、ボランティア センター活動事業、生活資金貸付事業、福祉サービス利用援助事業)

項目	決 算 額(円)	総事業費に対する割合 (%)
総事業費	637, 291, 468	
補助対象事業費	193, 148, 807	30.3
市補助金	175, 431, 475	27.5

当協議会への補助金に係る同協議会の出納その他の事務及び市所管課の補助金等交付事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については、措置されたい。

「指摘事項(措置を要する事項)]

- ○福祉課 (所管課)
 - (1)補助金の対象事業のうち次の事業について、補助事業完了報告書の提出時 の内容審査が不十分なので、改めて交付確定額が適当かどうかを点検し、必 要に応じ、交付決定の取消し及び返還命令をされたい。
 - ア ボランティアセンター活動事業のトピアフォローに係る補助金において、「みんなと一緒に福祉とボランティア活動展」で模擬店を出し、その材料代を全額補助対象経費として算定し補助金を交付していたにも関わらず、売り上げを一宮市社会福祉協議会(以下、市社協という。)の雑収入として計上していた。トピアフォローに係る補助金について、売り上げは補助対象経費から差し引いて算出されたい。
 - イ 法人運営事業の事務所管理費の補助対象経費の中に、事務費として交付申請及び交付決定されていた経費が含まれていた。事務所管理費に係る補助金について、事務費として交付決定された経費は補助対象経費から差し引いて 算出されたい。

また、次の事項については、留意されたい。

「留意事項]

- ○社会福祉法人一宮市社会福祉協議会
 - (1) ふれあいのまちづくり推進事業のうち見守りネットワーク事業費に係る各 支会への補助金等の交付事務において、次のような箇所が見られたので留意 し、事務の万全を期されたい。
 - ア 平成 26 年度は 6 支会に補助金等を交付しているが、そのうち 1 支会においては提出された補助金等完了報告書に添付されている収支決算書の同事業関係部分にかかる歳出決算額が収入額以下の執行額となっており、また、別の 1 支会においては他の事業費と合わせて執行されており、当該収入に対応する経費が不明瞭となっていた。

支会が保管している領収書等で補助金等が全額執行されていたことは確認できたものの、市補助金を財源とした各支会への補助金等であるので、各支会に対し補助金等完了報告書で決算状況を明確にするよう指導するとともに、内容審査を十分行われたい。

イ 各支会から提出された平成 26 年度補助金等完了報告書について、補助金等交付規程第 12 条第 1 項で、完了した日から 1 か月以内に提出するよう定められているが、 6 支会すべてで期限内に提出されていなかった。

市補助金の交付にも影響するので、期限内に提出するよう各支会を指導されたい。

(2) 完了報告書の提出について、一宮市補助金等交付規則第 11 条第 1 項及び交付の条件で、事業完了後 1 か月以内に補助事業等完了報告書を提出しなければならないと規定されているが、平成 26 年度の完了報告書の提出日は、平成27 年 5 月 8 日であったので、提出期限内に提出されたい。

○福祉課 (所管課)

- (1) ふれあいのまちづくり推進事業のうち見守りネットワークづくり事業費に 係る補助金については、支会活動助成金の一部として市社協から各支会へ交 付されているが、財政援助団体への留意事項(1)のとおり、各支会の補助 金等完了報告書の内容審査が不十分であった。各支会に対する内容審査は、 市社協が責任をもって行い、その結果を市へ報告するよう指導されたい。
- (2) 一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条等で、補助対象経費が定められているが、その対象が一部不明瞭となっているので、現状に合わせて内容を整理し、的確な助成行政を行われたい。
- (3) 完了報告時における審査について、事業実績及び経費使途の確認が不十分

であった。また、市に提出される資金収支決算内訳書では、市社協全体の予算と決算との比較はできるが、補助金対象部分の予算と決算との比較ができる書類は一部事業でしか提出されておらず、予算と実績との比較が不十分であった。事業報告時には、収支報告書に加え、補助金対象部分の予算と決算との比較ができる書類や総勘定元帳、支出調書等関係諸帳簿を提出させ、照合、点検等を行われたい。

(4) 完了報告書の提出について、一宮市補助金等交付規則第 11 条第 1 項及び交付の条件で、事業完了後 1 か月以内に補助事業等完了報告書を提出しなければならないと規定しているが、平成 26 年度の完了報告書の提出日は、平成 27 年 5 月 8 日であった。提出期限内に提出するよう市社協を指導されたい。